

第1回松本市ごみ有料化検討委員会

議 事 錄

日 時 平成21年11月18日（水） 午後2時30分～午後4時15分

場 所 松本市役所本庁舎4階 第2応接室

- 1 概 要
 - (1) 開 会
 - (2) あいさつ
 - (3) 委員紹介
 - (4) 職員紹介
 - (5) 委員長及び副委員長の選出
 - (6) 議 題
 - ア 松本市ごみ有料化検討委員会設置の経緯
 - イ ごみ処理の状況
 - ウ 他都市の状況
 - エ 今後の進め方
 - オ その他
 - (7) 閉 会

2 出席者

- (1) 委 員 宮坂郁生委員、上條俊道委員、福島和夫委員、室谷心委員、二木義照委員、滝川昭夫委員、原弥生委員、中鳩紀子委員、井上忠男委員、北野友子委員、野口幾久子委員、松山絃子委員、三沢枝美子委員、望月美佐緒委員、渡辺洋明委員
- (2) 松本市 菅谷松本市長、江平市民環境部長、三澤環境清掃課長、黒田環境清掃担当係長、大内主任

開 会（事務局）

委嘱状交付（事務局）

あいさつ

（松本市長） 松本市長菅谷昭でございます。一言ごあいさつを申し述べさせていただきます。
皆様方に置かれましては、常日頃から松本市の環境行政に多大なご尽力を賜わっていることに対しまして、心から感謝申し上げます。

さて、この度は、松本市ごみ有料化検討委員会の委員をご委嘱申し上げましたところ、お忙しい中にも係わらず快くお引き受けいただきまして、重ねて感謝を申し上げるところでございます。

環境省では、地方公共団体の役割として、「一般廃棄物の排出抑制や再生利用の促進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきである。」という方針を打ち出し、環境政策を推進しておるところでございます。

また、平成20年3月の閣議におきまして、1人1日あたりの家庭系ごみ排出量を、平成12年度を基準にしまして平成27年度までに20%を削減することを目標とした「第2次循環型社会形成推進基本計画」を策定しております。

松本市でも、今回の国の計画を基本にいたしまして、昨年の10月に平成29年度までの10年間を計画期間とした「松本市一般廃棄物処理計画」を策定いたしました。

この、「松本市一般廃棄物処理計画」の策定にあたりましては、環境審議会に諮問を行いまして、議論いただきましたが、家庭系ごみの有料化について、検討する組織を立ち上げるよう答申をいただ

きました。そこで本日、ここに第1回目の松本市ごみ有料化検討委員会を開催することに至った次第でございます。

委員の皆様方には、ごみ有料化の是非も含めまして、ごみ処理の課題についてご議論いただきまして、今後の松本市の方向性をお示しいただければ幸いに思います。ぜひともよろしくお願ひいたします。

委員紹介（事務局）

職員紹介（自己紹介）

市長退席

委員長及び副委員長の選出

(事務局) 正副委員長を選出したいと存じます。松本市ごみ有料化検討委員会設置要綱第5条第2項の規程により、委員の互選により定めることとなっております。選出方法についてご意見がございましたらお願いします。

(委員) 事務局案を求める声

(事務局) ただいま事務局の案は、ということでございますので、委員長ですが、中信地区廃棄物処理施設検討委員会委員、穂高広域施設組合最終処分場検討委員会委員等を経験されており、大学でも環境問題研究に取り組まれておられるなど、廃棄物の処理についてお詳しい、信州大学理学部教授の福島和夫委員にお願いしたくご提案申し上げます。

副委員長は、住民自治組織の代表として、日頃から住みよい街づくりのためにご尽力をいただいております、松本市町会連合会長の二木義照委員にお願いしたくご提案申し上げますがよろしいでしょうか。

(委員) 異議なしの声

(事務局) ただいま、異議なしとのお声をいただきました。ご承認いただきありがとうございました。それでは、委員長は福島委員に、副委員長は二木委員にお願いすることになりました。よろしくお願ひします。お二方は正副委員長の席にご移動をお願いします。

ここで福島委員長から一言ごあいさつをいただきます

(委員長) 信州大学の福島です。今、ご紹介いただきましたように、この数年ごみばかりに携わっておりまして、私自身は化学が専門であり少し話しが違うんですが、学校でもごみ問題をやってないわけではなく、中信地区の県の処理施設、続いて安曇野市の最終処分場の建設関係に携わっています。私の出発点は一番最初は皆さんご存知かと思いますが美濃部都知事という方がいらっしゃいまして、私東京出身ですからその時に圏内処理の原則というのを出されたんですが非常にインパクトに残っておりまして、その後、大学ではごみの専門家のところでお話を受け継いだものですからやってきて、最終盤の定年間近になって山のようにごみ問題が迫ってくることになりました。できるだけお手伝いしたいと考えているところですが、一方では中信地域でごみ減らし討論会というものをやっていまして、市民運動としてごみ減らしに取り組んでいます。今回は市民挙げての議論の上で、どういう風に判断していくかということを決めていきたいと思います。まったく私自身もこういうふうにいったらいいんではないかという案は持っておりますので是非皆さん忌憚のない意見をお教えいただければありがたいと思っています。以上です。ありがとうございました。

(事務局) ありがとうございました。

配布資料の確認（事務局）

議事進行について

(事務局) 会議の進行は、松本市ごみ有料化検討委員会設置要綱第6条に委員長が議長になると定められておりますので、議長を福島委員長にお願いします。

会議の進行につきまして、議長と打合せをさせていただきますのでしばらくおまちください。

議事について

(委員長) それでは最初にご確認をお願いしたいんですが、議事に入る前に会議の公開についてのお話でございます。実はこういう議論については透明性を図るべきだという意見が非常に強いものです。

基本的にこの会議については公開とするというふうにしたいと思いますがいかがでしょうか。

(委員) 異議なしの声

(委員長) はい。従いまして、報道の方ですとか一般市民の方でももし参加してくださる方がいれば傍聴していただくというふうにしたいと思います。もちろん発言については委員会のほうの判断で発言していただくかいただかないかということを決めたいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

次は議事録ですが、前の県の検討委員会の際には一人ひとりの発言が一言一句間違いなく全部掲載されたんですが、この点は、確かに手間取りますが機械的にできるということがございまして割りとやりやすいらしいんです。このやり方は、この人はああいう発言した、あの人はこういう態度をとった、ということが全部表に出ることになります。これが本当に検討委員会にとって具合がいいことであるのかどうかということについては、ちょっと私もわからないところがございます。

そこで、みなさんのご意見をお伺いしたいんですが、発言者の氏名を公開するか、あるいはこういう発言があった、というだけの形にとどめるか。その辺の判断について少しご意見をお伺いしたいんですが、いかがでしょうか。もちろん報道機関に対しても誰々がこういう発言をしたということは後者の場合であれば公開しないことになります。この問題に関して言うならば、私はどちらでもいいような気がしますがいかがでしょうか。

議事録はホームページにも載せますよね。

(事務局) はい。その予定であります。

(委員) 私はたまたま他の審議員とかで議事録は全部名前入りででておりますので、私とすれば発言に対して名前が記載されても結構ですけれど、それに伴って言い間違いとかあったらいけないし、意図することが伝わらなかつたらいけないので、事前に議事録を配布していただいて確認をとっていただければ公開は結構だと思います。

(委員長) 他の方はいかがでしょうか。

(委員) 個人的には誰が見ているか判らない所に名前が出されるというのが、自意識過剰と言われそうですが、後で人から何を言われるかということが気になるので、できれば、名前を出して欲しくない人は伏せる形にというふうにしていただけるのであればそうしていただきたい。

(委員長) そうしましたら当面は発言については名前を載せず、A委員とか委員発言というような記載でよろしいでしょうか。

これ、A, B, C, Dという形でなくてもよろしいですよね。たぶん委員発言という形でよろしいかなと思うんですが。

(事務局) はい。そうですね。

(事務局) 記録は取らせていただきますが、公開という部分でそういう扱いといたします。

(委員長) もちろん議事録に關しましては先ほど確認を取らせていただきまして、皆さんの発言の中で、意思に反して自分が発言したのか記録の際にミスをしたのかわかりませんけども間違いがあつたらそれは訂正していただくということにしていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

(委員) はい。

(委員長) ではそのようにさせていただきます。ありがとうございました。

議題

(委員長) それでは最初の議題に入ります。最初の議題ですが、松本市ごみ有料化検討委員会設置の経緯というのがございます。なぜこの有料化検討委員会を設置するかという、先ほど市長から少しお話がございましたが改めて事務局からお話をいただければありがたいと思っております。よろしくお願ひします。

(事務局) はい。それではごみ有料化検討委員会設置の経緯ということで、今、委員長さんがおっしゃられたとおり先ほど市長のあいさつの中にも殆どここに記載されている事を市長が申しておりますので、改めてポイントだけお話させていただきます。國の方針でございますが、平成17年の2月に市町村による一般廃棄物処理のあり方を中央審議会から意見を具申されたことを受けまして、平成17年5月に「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」というものが改正されております。この内容でございますが、かいつまんで言いますと国民また事業者、地方公共団体そして國の役割について示している内容でございまして、その中で、特に地方公共団体の役割として、経済的なインセンティブ（動機付け）を活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきである。ということにしてございます。

平成19年6月には、有料化導入の目的ですとか有料化の仕組み作りですとか有料化への手順を示す「一般廃棄物処理有料化の手引き」というものを作成して、各市町村の指針としてございます。

平成20年度に閣議決定された「第2次循環型社会形成推進基本計画」では、市長が申し上げましたように、平成12年度の基準をベースといたしまして平成27年度までには1人1日あたりの家庭のごみ量を20%削減するという目標も國の方では立ててございます。そんな背景の中で、松本市といたしましては一般廃棄物の処理計画を策定するに当たりまして、松本市環境審議会のご意見をいただくということで諮詢をしてございます。環境審議会では平成19年3月に策定をいたしました「第2次松本市環境基本計画」に基づいた計画と現状に隔たりが生じてきたということで、ごみ減量の推進行動計画を見直すために、新たな基本計画を策定する必要があるということで平成19年7月から4回にわたって環境審議会でご審議をいたいてきた経過がございます。そして、一般廃棄物処理計画につきましては平成20年4月に環境審議会より答申をいただき平成20年10月に策定をしたと、こんな経過でございます。やはりこれも先ほど市長が申し上げましたが、この審議の中では有料化ということが当然議論の対象になってございまして、ここにも書いてございますが経済的なインセンティブ（動機付け）を活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきである。というのが國の考え方、また、審議会の協議の中でも負担の公平化ですか排出者の責任ですかいろいろな議論のある中で、やはり、市民の皆さんの合意形成を図りながらごみ有料化の検討組織を立ち上げるなどの具体的な検討に着手をして欲しい。と答申をいただいたところでございます。そこで本市でも松本市一般廃棄物処理計画の中にそういう答申の内容を盛り込みながら、今年度この検討委員会を立ち上げるということで準備を進めさせていただきまして、本日ここに検討委員会の立ち上げに至ったと、こんな経過でございますのでよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

(委員長) ありがとうございました。今の事務局の説明につきまして皆さんの方からご質問ございますでしょうか。環境審議会で審議をいただきまして、昨年4月方針が出て10月に松本市の計画が策定されたわけですが、その中でこの検討について市民選択として図っていくべきだとしています。それに基づきまして今回検討委員会開催に至った訳でございます。よろしいでしょうか。

それでは、進めさせていただきます。その他の、たとえば長野県内のごみの有料化の状況がどうなっているのかとかは、また改めてそれぞれ個別に議論いただければいいかなと思っていますので、こ

こではとりあえず市のほうで整理していただきました資料に基づきまして説明をお願いしたいと思っています。

では、ごみ処理の状況につきましてご説明いただきます。

(事務局) はい。それでは議題2のごみ処理の状況につきましてご説明いたします。資料等がございましてので座っての説明とさせていただきますがお許しいただきたいと思います。お願いいいたします。

それでは、お手元にお配りしました検討委員会の資料の2ページをお開きください。ごみ処理の状況でございます。アとして分別区分ということで基本的なごみの分別がどのようにになっているかという状況を簡単にご説明をさせていただきたいと思いますが、お配りしました別冊のオレンジ色の冊子「廃棄物処理の概要」の3ページをお開きください。3ごみ処理の概要ということで(1)分別区分、ごみの減量化資源化を推進するため5分別22区分となっております。分別ですが、表の左隅にございますが1から下の5まで、可燃ごみ、埋立ごみ、破碎ごみ、資源物、粗大ごみという分別になっております。その中で区分が22に分かれているという形でございますが、この分別区分につきまして、現行は平成17年度からこの分別区分に従ってごみを出していただいている状況です。この区分がここに至った経過につきましては、24ページにどのような形でこの5分別22区分までになったかという経過が載ってございます。最終的には、一部の区域で実施をしておりますが廃食用油の回収までを含めまして22区分といった形になっております。

この中でなぜ22区分もあるんだということなんですが、みなさんも実際にはごみを分けてお出し頂いてるので、そんなにあったのかというように感じられると思いますが、資源物につきまして、この中身が18種類に及んでおります。その部分で資源化できるものは資源していくという考え方で資源物を細かく区分をしてごみ出しをお願いしているという状況でございます。

4ページをお願いします。ごみの出し方でございますが、平成7年12月からは統一の指定ごみ袋制度というものを導入してございます。内容は、可燃ごみ、埋立ごみ、破碎ごみ、容器包装プラスチックという4区分で統一の指定ごみ袋をお使いいただいているが、この指定のごみ袋というものは松本市で定めた仕様に沿った製作と販売にかかる経費のみで店舗で売られているものであります、ごみ処理経費の部分がここに加算されているということは、松本市では現行では一切ないという形の指定ごみ袋制度となっております。

それでは資料のほうにお戻りいただきまして、イのごみ処理量の推移でございますが、18年度から19、20と3年間の松本市のごみの処理量の推移をこちらに数字で表にしてございます。可燃ごみにつきましては家庭系が一番上にございますが、18年度39,538トンという年間の処理量ですが、20年度になりましても39,052トンということであまり量が減ったり増えたりという変化は見られません。事業系でございますが平成18年度51,661トンに対しまして、20年度は44,019トンと、対前年19年度に比べますと12%量が減っております。こちらの事業系のごみにつきましては、平成19年度から、多量排出事業者に対しましてごみ減量計画を義務づけるというようなことをしております。事業所を回って減量の推進をお願いするということもやっております。昨年9月からは松本クリーンセンターへ搬入されてくるごみの中で再生可能な紙類については全てシャットアウトすると、規制をするといった措置を取らせてもらっております。その効果と思われますが、対前年で12%事業系のごみは減ってきているという現状でございます。この紙の搬入規制につきましては、現在も定期的にごみが運び込まれる焼却処理施設のプラットホームというところで抜き打ちで事業系を集めてきたパッカー車に対しまして行っております。

それから、埋立ごみ、破碎ごみにつきましては例年同じくらいの処理量ということで、あまり推移は見られておりません。破碎ごみで18年度に24%減っているという部分がございますが、このときは分別区分の変更により、可燃、埋立に回ったものがございましてこのようなマイナス24%といった数字になっております。

資源物でございますが、家庭系というものは主にステーションを回って集めるもの、それから直接搬入いただくものという分類と、集団回収と言いますが、平成 18 年度から営利を目的としない団体を対象としまして助成金をお出しするという中で、福祉施設等で紙類、アルミ缶等を集めていただいているというのですが、PTA も対象ですが、そういったものを集団回収と呼んでおります。これにつきましては、助成金が出る制度ですので年々回収量が増えているという状況です。合計として平成 20 年度は 16,524 トンでございました。資源物は 19 年度対比で 3.8% の伸びとなっていますが、平成 20 年 4 月に松本クリーンセンターの隣に松本市リサイクルセンターという資源物を常時持ち込みできる施設を開設いたしました。その関係もありまして持ち込みをされる市民も結構いらっしゃるような状況で、今年度もだいぶ前年度に比べて搬入量が増えておりますが、その効果が現れている数値と思われます。

ごみ処理量の合計でございますが、家庭系 56,852 トン、事業系 45,126 トン、トータル 101,978 トンでございますが、このうちの家庭系は約 56% を占めるという形になっております。トータルで前年対比マイナス 5.1% となっておりますが、主な要因は先ほど申し上げましたが、可燃ごみでの事業系の減量が大きかったことが挙げられます。

それから、1 人 1 日あたりの排出量という数値をよく全国レベルで比較をしますが、その数値を 18、19、20 と記載してございます。平成 18 年度は松本市の場合、ごみの全量、資源物、破碎ごみ、埋立ごみ全て含めて 1 人 1 日あたり 1,354 グラムでした。この時の全国平均は 1,116 グラムということございました。毎年、環境省で全国の数値を集計するんですが、2 年遅れで公表されますので、19、20 年度はまだわかつておりますが 19 年度の数値は 12 月上旬には公表され、私どもも数値を入手できると思いますが、今のところまだ情報収集ができておりません。19 年度松本市は 1,315 グラム、20 年度につきましては 1,247 グラムとなっております。次にリサイクル率、これも全国的に良く使われる数字でございますが、ごみの全体の量の中に資源物の割合がどのくらいあるかという数字でございます。20 年度 16.2% のリサイクル率と申しますのは、全ごみ量の中に資源物がどのくらいあつたかという割合でございます。18 年度全国平均は 19.6% であるのに対し、本市では 15.7% であったということで低い数字になっております。ごみ処理量の関係は以上でございます。

続きましてごみ減量の取り組みでございます。別冊の松本市一般廃棄物処理計画の中で、平成 20 年度から 29 年度までのごみ処理の取り組みにつきまして計画を立てております。この中ではごみ減量化の施策として、これから目指してやらなければならないことや今やっていることも記載をしてございますが、これにつきましては、松本市一般廃棄物処理計画の 24 ページからをご参照ください。これに従って平成 29 年度までの減量行動計画を立てております。その中で、平成 29 年度目標排出量 81,100 トンと目標を定めていますが、これは平成 20 年度の実際の数値からいきますと、約 2 割、全体でごみ量を減らさなければいけないという目標数値になっております。

次のページをお願いいたします。ごみ減量目標ということで、この松本市一般廃棄物処理計画を何を基準にしてごみ量の算出をしたかということを簡単に記載してございますが、国の方針としまして、27 年度の目標数値を定めているということで、平成 12 年度から 27 年度の目標は 1 人 1 日あたりのごみ量を 10% 削減する。それから 1 人 1 日あたりの家庭ごみは、資源物を除いて 20% 削減します。事業系のごみは 20% 削減しましょう。ということで国では平成 27 年度の目標をこんな形で定めております。これを、B の本市のごみ減量目標というところに数字をあてはめたものが真ん中の表になります。そうしますと①番 1 人 1 日あたりのごみ排出量ですが、平成 12 年度の実績は 1,255 グラムでした。これから 27 年度 10% 削減するという形になりますと 1,130 グラムになります。が、松本市の場合、昨年、松本市一般廃棄物処理計画を策定した中で、平成 29 年度の目標は 1 人 1 日当たりの排出量を 1,000 グラムにします。という形にしております。国の計画通りに減量されていきますと平成 29 年度松本市の目標数値は 1,113 グラムになりますが、それに上乗せをして、平成 29 年度は 1

人1日当たりの排出量を1,000グラムという目標を立てております。

続きましてエのごみ処理経費でございますが、先ほど申し上げましたが環境省のとりまとめでございますけども、平成18年度分が今手元にある数値で最新のものでございます。計画収集人口というのは、平成18年10月1日現在の住民基本台帳人口でございます。経費としまして、主だったもので分けてございますが、収集運搬に係る経費としまして7億6千9百40万6千円、中間処理ですが、中間処理といいますのは、たとえば、収集したペットボトルを圧縮したり梱包して次のリサイクル施設に移すための作業、それから、ビンも再生先に運ぶために容量を減らすため、壊したりする経費でございますが、そういったものを中間処理と呼んでおりますが、それが、4千7百87万4千円、それから、最終処分とございますが、松本市で言いますとエコトピア山田、それから安曇、奈川にも最終処分場がございます。そちらに係る経費ということでございますけども、6千8百46万3千円、調査その他ということで1千9万2千円、それから西部広域負担金、松本クリーンセンターに負担金として支払った額が、平成18年度は21億1千5百42万円でございます。合計で30億1千百25万5千円といった経費が平成18年度にはかかっております。人件費は西部広域負担金を除き、各事業費に応じて按分をして含めてございます。

この結果を見ますと、平成18年度では、ごみ1トンあたり約2万7千円の費用がかかっております。それから、市民1人当たりに換算した場合には、年間約1万3千円のご負担をいただいている計算になりますが、国民1人あたりは1万4千6百円という数字が環境省から報告されています。

ごみ処理の状況につきましては以上でございますが、よろしくお願ひいたします。

(委員長) ありがとうございます。ただ今の松本市の現状と計画等についての説明をいただきましたが、ご質問がありましたら出していただきと思います。資料は今日始めてご覧になった方もいらっしゃると思いますのですぐに出ないかもしれません、もし、今の時点で気がついたことがございましたらどうぞご発言ください。

たびたび話題になることですが、松本市は長野県の中でももちろん多いんですが、全国的に見ても非常にごみの排出量が多いという不名誉なことを言われることが多いんですが、一般廃棄物処理計画の17ページですが、1人1日あたりのごみ量ということで類似市とありますがこれは人口が似ているという意味でしょうか。

(事務局) はい。人口が15万から30万の86都市を対象にこの時は調査をかけております。

(委員長) これでいきますと17年度の数値で結構高いところにいるということがわかります。隣の安曇野市さんと1キロ割っているんですね。9百数十グラムです。ですからそれから考えると、非常に大きいということがわかりますので、これはこれから考えていかなければいけないことだと思います。

計画は先ほどあったように27年度の目標値は1人1日あたりのごみ排出量を10%削減すると。で、上乗せがありますから1千グラムまで下げるということでございました。家庭系ごみを20%削減をして、事業系ごみを20%削減すると、こういうお話でございました。この目標でやっていこうということでございます。ごみ処理経費につきましては、ウェブで調べますと詳しく載っております。非常に計算が面倒くさいんですが、全国で1年間に大体3兆円くらいの規模だったと思います。そのうちで松本市の場合は30億円ということになります。非常に大きなお金がかかっており財政負担になっているということでございました。いかがでしょうか。

(委員) 細かい話なんですが、資料2の2ページと一般廃棄物計画の最後のページに一覧表に載っていますが19年度の数字で22トン、同じように20年度に関しては3千トンくらい違っているんですが、これは計画だったものが実績となっていると解釈してもよろしいですか。

(委員長) 総排出量ですね。

(事務局) はい。ただいまのご指摘は一般廃棄物処理計画の資料の7というページで表の中に19年度

の実績でごみの総排出量ですが 10 万 7 千 3 百 7 トン実績でごみの総排出量がございました。という形になっております。ところが、今日お示ししたホチキス留めの資料の 2 ページでございますが、19 年度の実績が 10 万 7 千 2 百 85 トンということで実績であるにもかかわらずここで 22 トンの開きがございます。とのご指摘と 20 年度も数字が違います。ということですが、20 年度につきましては、この計画を作った段階では実績がまだ出ておりませんので、見込みの数字が入っているということでご理解をいただきまして、ホチキス留め資料の 2 ページ 10 万 1 千 9 百 78 トンというものが実績数字でございます。19 年度の 22 トンの差につきましては申し訳ございませんが、持ち帰らせていただけて差を突き止めたいと思います。よろしくお願ひいたします。

(委員) 折角一生懸命やってシビアな数字をだしていただいた中で、集積の誤差ではもったいないと思いますのでよろしくお願ひします。

(委員長) 他にはいかがでしょうか。先ほど 30 億円というお金がかかりまして、それを考えますと松本市のごみ処理経費は 1 人当たりいくらぐらいというふうに算出されますか。人口は 20 万くらいですか。

(事務局) 市民 1 人あたりに換算した場合は、約 1 万 3 千円です。

(委員長) それを 1 日あたりに換算した場合は。

(事務局) 36 円くらいですね。

(委員長) 今 1 人 1 日 1 キロくらいごみを出してるわけですが、それが、36 円という金額になるわけですね。ですから、1 日 1 人あたり 30 円くらいを税金として負担していることになります。長野県で見たときは確かに白書では 50 円くらいだったと思います。1 人 1 日 1 キロ出すと 50 円ずつ使われていく形になっています。

それでは他はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは説明を受けましたのでまた審議のほうに反映してまいりたいと思います。

では、次に議題 3 の他都市の状況ということでございます。ご説明をお願いします。

(事務局) それでは、議題 3、他都市の状況でございますがご説明させていただきます。

資料 4 ページですが、都道府県別の有料化実施状況ということで、こちらにつきましては、先月 10 月 5 日現在ということで、東洋大学の山谷教授という方が、ごみの関係を専門的に研究されていまして、そちらのホームページに掲載されているデータをご許可いただき掲載いたしました。

こちらの中段網掛けになっているところに長野県がございます。市の数は 19 ということで、有料化実施の市は 13 市が有料化を実施しているということで、実施率につきましては 68.4%となっております。全国的に見ますと一番下の小さな表になりますが、市と区をあわせて 806 の自治体がございますが、その中で、有料化を実施している自治体は 421 の自治体ということで、市と区を合わせますと 52.2%、半数は有料化を実施しているという状況になっております。全市町村を合わせますと 1,795 のうち有料化を実施しているところが 1,062 の自治体で 59.2%となっております。県下では全体で市町村数が 80 ですが、そのうち 59 の自治体がすでに有料化を実施しております。実施率にしましてと 73.8%となります。

有料化について次のページでございますが、人口規模別にごみ処理の有料化を実施しているところの統計になりますが、こちらにつきましては、昨年 9 月の調査結果ですが、地方行財政調査会で実施をしたもので。これは全市町村が対象ではなく抽出といった形になっておりますので、ご参考程度ということでお願ひいたします。松本市の場合は類型の部分で 20 万から 30 万人というところに入ります。こちらをご覧いただきますと、調査対象が 23 に対しまして回答が 22 あります。実施しているところは 7、検討しているところが 2 で、実施率は 32% ということでございます。年を追うごとに有料化にする自治体が増えている傾向にございますので、今現在に直しますとこの数字も若干上がってくるのかなということが考えられます。長野市でございますが、中核市という類型に入っていますの

で、長野市は有料化を実施しておりますが、実施している数は 7 の自治体で実施率は 18%となっております。

それから、イの県内の状況とウの特例市の状況につきましては、次のページから細かな数字が載っておりますのでそちらでご説明させていただきます。6 ページでございます。県内 19 市ごみ処理の概要ですが、こちらも環境省調査の一般廃棄物処理実態調査の結果で平成 18 年度、2 年前の数値でございますが載せてございます。松本市は上から 2 番目、網掛けの部分です。1 人 1 日あたりのごみの排出量は 18 年度は先ほども申し上げましたが、1,354 グラムということなんですが、一番下をご覧いただきますと 19 市の平均は 913 グラムです。ということで、だいぶ松本市の場合は 1 人当たりのごみ排出量が多いという結果になっております。そのごみの内訳として生活系のごみと事業系ごみに分けてございますが、生活系のごみが 711 グラム、それから事業系のごみが 643 グラム、という形になっております。これも 19 市の平均を見ますと生活系のごみが 675 グラム、事業系のごみが 238 グラム、となっており、松本市の場合は事業系のごみがかなり多いという結果が出ております。隣に別枠で家庭系ごみ有料化実施の有無、開始年度、対象ごみといった表をつけてございますが、こちらにつきましては直近のものを載せてございます。有料化を実施している市は 13 市でございます。そのうち、実施していない市が 6 市ありますが、その中で、実施予定ということで来年 4 月には岡谷市が実施するようです。また、時期は未定ですが検討中のところで茅野市がございます。従いまして実施予定を除きますと未実施の市は 5 市となります。18 年度を比較しますと 1 人 1 あたりの排出量は 19 市中 19 番目、生活系は 12 番目です。事業系についてはもっとも量が多く 19 番目となっております。

続きまして類似都市ということで次のページをお願いします。特例市のごみ処理の概要ということでこちらも環境省調査の 18 年度実績を抽出してございます。類似都市の比較ということで松本市は特例市の制度が始まった年の 11 月に特例市の指定を受けております。基本的に人口 20 万人以上の都市がその指定を受けられるものでございます。現在、41 市が指定を受けております。長野市は人口 30 万人以上で中核市の指定を受けておりますのでこの統計からははずしてございます。松本市の場合は、やはり中段の網掛けの部分になりますが、先ほど申し上げました 1 人 1 日あたりの排出量につきましては、ここに記載したとおりでございます。この中核市、人口 20 万人以上の都市の単純比較ですが、平均の 1 人 1 日あたりのごみ排出量は 1,157 グラムでした。これに対しまして 18 年度、松本市は 1,354 グラムということです。それから、生活系のごみ排出量は 41 市の平均で 805 グラムでございますが、松本市は 711 グラム、事業系のごみ排出量の平均は 352 グラムに対しまして、松本市の場合は 643 グラム、ということで、単純比較でございますが、1 人 1 日あたりの排出量は 41 市中の 37 番目にあたります。生活系につきましては、少ない方の部類に入ってまいりまして、上から 8 番目に少ない量となっております。ただし、事業系につきましては一番多く 41 番目となっております。有料化未実施の自治体がこの中に 31 市ございますが、やはり、その中でも低い順位になっているというような状況でございます。

この中で、なぜ、松本市の場合は事業系が多いんだということでございますが、このことにつきましては、松本市一般廃棄物処理計画の 14 ページをお開きください。(3) 事業系ごみの状況と課題ということで、このときに作製した資料の中で、要因として考えられることが記載してございます。読ませていただきますと、本市は観光及び商業都市であり昼間人口比率が高く飲食店舗数が多いなどの特徴があり、また、アパート等ではごみを業者に委託し、事業系ごみとして収集する場合が多い。というようなことで他市に比べて事業系ごみが多くなる要素があります。ということなんですが、まず一点、本市は観光及びという部分ですが、観光地で比較しますと、小さな自治体で観光地を抱えているところ、たとえば白馬村とか箱根町というところは生活系のごみよりも事業系のごみのほうが断然多いという状況になっています。そういう状況を見ますと観光地を抱える部分では本市も同様な状況に

あるのかなということでございます。それから商業都市ということでお店などが多い部分で、昼間人口にも係わってきますが、そういったところでもごみが出されるということだと思われます。それから、昼間人口比率が高いということなんですが、平成 17 年度に国勢調査を行っておりますが、そのデータを見ますと、夜間の人口と昼間の人口を比較したデータがあるんですが、昼間は市外へ 2 万人が通勤通学で出てかかるというかわりに、4 万 2 千人が入ってこられているというようなことで、昼間は夜に比べ約 2 万 3 千人近く人口が多くなっている状況です。ちなみに同じ国勢調査で長野市の場合は昼間に入ってくる人口が 1 万 7 千人ほどですので、人口が 38 万人の都市よりも松本市のほうが昼間入ってこられる方々が多いということで、要因として昼間人口比率が多いということが考えられております。

他都市の状況につきましては以上でございますが、よろしくお願ひします。

(委員長) ただいま事務局から説明いただきましたが、皆様からご質問とかご意見がございましたらお願いします。

(委員) 資料に有料化とありますが、これは有料化している市を拾ったという意味ですか。

(事務局) はい。そうです。

(委員) 有料化と言っても何をやっているかは市によって違うと思うんですが。全部有料化しているしていないと如実に分けていますが、これはその市が有料化しているというところを拾ったという意味ですね。

(事務局) はい。そうです。

(委員) 内容は市によって違いますよね。

(事務局) そうですね。可燃ごみだけを有料化しているところもございます。

(委員) 有料化のやり方とか金額とともに市によって違いますよね。

(事務局) はい。それぞれ違います。

(委員) 有料化してあるという市を拾ったという意味ですね。

(事務局) はい。そうです。今の段階では単純にそういう形のみで拾ってございます。

(委員) (3)の他都市の状況のところで、千曲市ですが有料化実施とあるんですが平成 22 年 4 月とありますかがこれはどういうことでしょうか。

(事務局) はい。長野市もそうなんですが、表の欄外に方式変更と記載しております。両市とも年度は調べないとわかりませんが、過去から有料化という名目では実施をしてきた経過がございます。出されるごみの一定量については無料という形でして、一定量を超えたごみに対しては有料化という制度をとっておりました。一定量の袋は実費のみで購入していただき、足りなくなったらごみ処理経費を上乗せした袋を購入してください、というような方式を長野市も千曲市もとられていたということでしたが、長野市は今年の 10 月から、千曲市は来年 4 月からになりますが、最初からごみ処理経費の一部を上乗せしたごみ袋を購入してください。という方式に変更をしているということでございます。

(委員長) 有料化実施しているかしていないかということなんですが、金額については今のところまだ触れていないわけですね。方式も今の説明のように一定量は無料とするというような、そういうところもこれから考えていかなければならぬのかなと思っております。

他に何かご質問はありますか。この際ですからどんどんご質問ください。誤解していることがあるといけないので、今のうちに聞いてしまったほうが良いと思いますのでよろしくお願ひします。

ひとつお伺いしてもよろしいでしょうか。

今、クリーンセンターに指定業者が持ち込むごみは事業系になるということでおろしいでしょうか。

それから、一般家庭から乗用車で持ち込むごみは家庭ごみという扱いになりますか。

(事務局) それは、事業系になります。料金は同じ料金をいただきますので事業系のくくりに入ります。

家庭ごみはステーションに出されたごみ、無料収集しているものとご理解ください。

(委員長) 無料収集しているものが家庭系ということになりますので、クリーンセンターに直接持ち込みされるごみは事業系という形になるというお話でございました。

他になにかございますか。

(委 員) プラスチックごみは未だに生ごみと一緒に燃やしているという声が聞こえてきますが、その辺はどうなんでしょうか。一部なのかもしれません。

(事務局) プラスチックはやはり資源化ということなんですが、汚れのひどいものなどはきれいに洗つたりすることが水の無駄使い等の問題もございますので、汚れが落ちないようなものについては可燃ごみとして扱わしていただいております。しかし、大半のものにつきましては現在は資源化という形でルートを確保して処理しております。今、おっしゃられたことは数年前は確かに収集するときには市民のみなさんに分別をお願いし、収集し、結果として一緒に燃やしていた時期もございました。ですが、現在は明確に分別されたプラスチックは資源化処理をし、適さないものだけ可燃ごみとしています。

なぜ、そういう形をとるのかといいますと、資源化ルートにおいて、あまり汚れたものが混入していると再資源化原料として問題が生じますので、多少は燃やす措置をとらざるを得ないという現状もございます。ですから、可燃ごみにプラスチックが混入しているということも現実的にはございますが、状況はそういった事情でございますのでご理解いただければと思います。

(委 員) プラスチックごみで集めたものについては資源化しているという理解でいいんですね。

(事務局) はい。

(委 員) プラスチックごみを再資源化するのに市でも数千万のお金をかけていると聞くんですが。それについては先ほどの話の中でごみ処理経費が、今、1人1日当たり36円かかっているというお話をございましたが、それはどういう形で算入されていますか。プラスチックごみであっても、集める以外に処理するのに経費がかかっているようですが。

(委員長) たぶん、西部広域への分担金の中から出ていると思うんですが。

(事務局) 施設をご覧いただく機会があればよろしいかと思いますが、確かに集められてきたものは、クリーンセンターの中に手選別したりする人も入ってやっております。その経費も、西部広域で施設の管理運営をしており、資料の3ページの西部広域負担金という形で支出をしているものがございます。それと、従来はペットボトル等、売ればお金になった状況がありますが、逆に今は、商品がダブついてしまって、お金を払わないと引き取ってもらえないということからの費用負担もあるかと思います。ただし、これにつきましては基本的には市が直接係わっておりませんので、西部広域の負担金の運営の中で精算されているものとご理解ください。

(委 員) ありがとうございました。

(委員長) なかなか難しいですね。西部広域という単位で運営していますからね。今、いろいろとお話をございましたが、クリーンセンターに行った事がないという方はいらっしゃいますか。それから、焼却ごみとは別なんですが、エコトピア山田、最終処分場ですが、こちらに行かれたことがない方はいらっしゃいますか。

かなりいらっしゃるようですね。そうしましたらこれについては委員会としてもぜひ見学する機会を持って、現状はどうかということを見ていただくことも必要かと思いますので、事務局に考えていただきたいと思います。

ただ今説明をいただきました内容を聞いて分ったことは、すごい順番だなということがお分かりいただけたかと思います。これから先、松本市がどのようにやっていけばいいのか、有料化というのには基本的には松本市の市財源を確保しようというものではないですね。インセンティブとしてごみの減量化を図るんだということが目標ですから、そこに本当につながるかどうかということを考えてご

議論いただければありがたいと思っています。有料化したはいいけどリバウンドでまたごみが増えてしまうとか、金額設定が高すぎてしまい、税金を払っているにもかかわらず、なぜこんなに大きな負担をしなければいけないのかという話になってしまってもいけないし、いろいろな点を考えてご議論していただかなければならぬと思いますので、今日はこの資料をお持ち帰りになってよくご覧いただき、また、次回の委員会に反映していただければありがたいと思います。ただ今の点はよろしいでしょうか。それでは、今後の進め方について事務局のほうからお願ひします。

委員会次回開催日程

日時 12月22日 火曜日 12時50分から

会場 松本クリーンセンター

(委員長) ありがとうございました。それでは一通り本日の議事は終了しましたが、ここでひとつ確認をしておきたいのですが、第2回目以降に用意して欲しい資料がございましたら事務局にお願いしたいと思いますので、何かございますか。

(委員) 県下で有料化しているところの金額、効果とか有効性等、実態を知りたいんですが。

(委員) 同じなんですが、他都市の状況の中で実施前後の数値を入れていただきたい。ということと、すぐではなくてもいいので、データでいただければ自分なりの分析もでき、話しもできると思うので検討してください。

(委員) 有料化を検討したが、有料化に至らなかつた市があれば、県外でもいいのでその理由等資料をいただきたいと思います。

(委員) 確認をさせていただきたいのですが、ごみ有料化検討委員会ですので最終的には有料化は確定という形の話ではないですよね。有り無しも検討していけばいいんですよね。

(事務局) 冒頭、市長もごあいさつの中で申し上げましたが、有料化の是非も含めてご検討いただきたいということでこの委員会を立ち上げてございますので、有料化ありきということでの委員会ではございませんのでよろしくお願ひいたします。

(委員) あくまでもごみ減量を目指してということでよろしいでしょうか。

(事務局) そうですね。当然を目指すところはごみ減量であり、また、その費用の点も、松本市の財政的な面ではなく、多量に排出される方にはそれなりのご負担をいただくというような、負担の公平性ですとかそういうものも含めた中でのご議論をいただければたいへんありがたいと思っております。

(委員長) よろしいですか。他にみなさまからご意見ございますか。今、お話があつたように、これはごみ有料化を前提とした委員会ではございません。方向として、社会的には有料化に流れていますが、ほんとにいいんだろうかということもあると思います。そういう形ではなくもっと別の方法もあるかもしれないし、松本の場合、事業系がものすごく多く、家庭系はむしろ抑え気味になっている、その中で、事業系のごみを負担するような形になつくるとおかしいというお話しも当然出てくると思います。ですから、その中では持込ごみをもっと値上げするという意見もあるかもしれません。そういうところは忌憚なくご意見を出していただいて、この中で議論して反映していきたいというふうに思っております。よろしいでしょうか。事務局のほうでその他なにかございますか。

(事務局) 特にございません。

お疲れ様でございました。ありがとうございました。それでは次回、現場を見ていただいた中で、いろいろ知識を得ながら、皆さんにご意見を出し合っていただければと思います。本当に今日は貴重なお時間をいただきましてありがとうございました。また、次回、よろしくお願ひ申し上げます。